



暑中お見舞い
申し上げます

埼玉FPセンター
ヤマト
税理士 だより
法人税 消費税

編集発行人
代表社員・税理士
CFP・TLC
北村 喜久則
代表社員・税理士
行政書士
北村 秀子
顧問税理士
神田福男・新井 宏
鷺見守夫

事務所 〒336-0022
さいたま市南区白幡4-1-19
TSKビル5F
TEL 048 (866) 9734(代)
FAX 048 (866) 8591
<https://www.yamatotax.com>
mail tax@yamatotax.or.jp

◆ 8月の税務と労務

8月

(葉月) AUGUST

11日・山の日

- 国 税**／7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税**／6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税**／12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税**／9月、12月、3月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 8月31日
- 国 税**／個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税**／個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税**／個人住民税第2期分の納付
市区町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.



国際観光旅客税の引上げ 日本から出国する際に航空券などの代金に上乗せして徴収される税金。これまでは出国1回につき1,000円でしたが、今年7月以降の出国から3,000円へと引き上げられました。税収はオーバーツーリズム(観光公害)対策や、日本人が安心安全に海外旅行を楽しめるようにするための環境整備などに充てられます。

～令和8年度税制改正～ 「年収の壁」が178万円に拡大

物価上昇や働き手不足に対応し、令和7年度税制改正では所得税の基礎控除や給与所得控除の額の引上げ措置が実施されました。

令和8年度税制改正では、引き続き物価高で厳しい状況にあることから、更に控除額の引上げが行われ、給与所得がある場合の所得税の課税最低限度額は178万円になりました。

課税最低限のベースとなる「基礎控除」は、その額が定額で、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として納税者の税負担が増加するという課題がありました。

そこで、令和8年改正では、物価上昇に連動して基礎控除と給与所得控除の額を引き上げる仕組みが創設されました。具体的には、所得税法本則に規定される基礎控除及び給与所得控除の最低保障額について、見直しの控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数の上昇率を乗じて調整するこ

とになりました。

また、源泉徴収義務者等の事務負担にも配慮し、見直し後の控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直しの初年度は月次の源泉徴収等では対応せず、年末調整で対応することになりました。

1 基礎控除

基礎控除は、所得税法の「本則」に規定された金額と、納税者の合計所得金額に応じて加算される「特例加算」に分かれます。それぞれの金額がどう変わったか、詳しく見ていきます。

(1) 改正前の基礎控除額

令和7・8年分の基礎控除額は、本則に規定された58万円に、特例加算として5万円（37万円の4段階の金額が上乗せされていた）。

また、令和9年分以降は、合計所得金額132万円以下の場合に37万円を上乗せすることとされています。

(2) 改正後の基礎控除額

令和8年改正では、本則の基礎控除額を62万円に引き上げる

とともに、特例加算が次のように見直されました。

○令和8・9年分

- ・合計所得金額489万円以下の場合には42万円を上乗せ
- ・合計所得金額489万円超655万円以下の場合には5万円を上乗せ

○令和10年分

- ・合計所得金額132万円以下の場合には37万円を上乗せ
- この結果、令和8・10年分までの基礎控除額は【表1】のとおりとなりました。

2 給与所得控除

次に、給与所得控除の改正内容を見ていきます。

(1) 改正前の給与所得控除額

給与等の収入金額が190万円以下の場合、給与所得控除の最低保障額は65万円とされていました。

(2) 改正後の給与所得控除額

令和8年改正では、令和8・9年分の給与所得控除の最低保障額を69万円に引き上げるとともに、給与等の収入金額が220万円以下の納税者について更

に5万円を上乗せする特例「最低保障加算」が創設されました。この結果、令和8・9年分の給与所得控除額は【表2】のようになります。

また、個人住民税については、令和9・10年度において本改正事項が適用されます。

なお、給与等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払う給与等に本改正事項を反映するものとし、令和8年分については、年末調整で適用することとなりました。

3 各種所得控除の所得要件

以上の変更に伴い、同一生計配偶者等の所得要件も見直されました。主な控除の改正後の要件は次のとおりです。

- (1) 同一生計配偶者・扶養親族
合計所得金額62万円以下
(改正前58万円以下)
- (2) ひとり親控除の生計を一にする子
総所得金額等62万円以下
(改正前58万円以下)
- (3) 勤労学生控除の勤労学生
合計所得金額89万円以下
(改正前58万円以下)

- (4) (改正前85万円以下)
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例
必要経費に算入する金額の最低保障額69万円
(改正前65万円)

4 まとめ

令和8年改正で、基礎控除額は本則の62万円と特例加算の42万円を合わせて104万円に、給与所得控除額は74万円になりました。これにより、いわゆる「年収の壁」と呼ばれる所得税の負担が生じ始める課税最低限は178万円へと拡大され、物価高への対応等により手厚くなっています。しかし一方で、源泉徴収や年末調整といった実務はより複雑になりましたので、各種控除の適用に誤りがないよう、注意が必要です。

【参考資料】
財務省
パンフレット
「令和8年度
税制改正」



【表1】基礎控除額（令和8年分～10年分）

合計所得金額		令和8年分～令和9年分			令和10年分		
		本則	特例加算	合計額	本則	特例加算	合計額
132万円以下		62万円	42万円	104万円	62万円	37万円	99万円
132万円超	336万円以下					—	62万円
336万円超	489万円以下						
489万円超	655万円以下						
655万円超	2,350万円以下						
2,350万円超	2,400万円以下	48万円	—	48万円	48万円	48万円	
2,400万円超	2,450万円以下	32万円	—	32万円	32万円	32万円	
2,450万円超	2,500万円以下	16万円	—	16万円	16万円	16万円	
2,500万円超		0円	—	0円	0円	0円	

【表2】給与所得控除額（令和8年分～9年分）

給与等の収入金額	給与所得控除の額		
	最低保障額	最低保障加算	合計額
190万円以下	69万円	5万円	74万円
190万円超 220万円以下			
220万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円		
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円		
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円		
850万円超	195万円（上限）		

令和8・9年分
基礎控除：104万円
給与所得控除：74万円
の合計で
年収の壁が
178万円に

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、原材料費や光熱費の高止まりが続いています。外部環境の変化を敏感に捉えながら、自社の強みを見つめ直し、安定した事業継続に向けた戦略を描いていくことが求められます。

令和8年度の税制改正では、インボイス制度における各種経過措置が見直されました。免税事業者等との取引に係る仕入税額控除については、適用期限が2年間延長されるとともに控除可能割合が見直され、本年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。一方、売り手側の個人事業者に向けては、2割特例に代わり、令和9・10年分について納税額を売上税額の3割とすることができる「3割特例」が設けられます。これらの改正を踏まえ、取引条件の見直しや今後の対応方針の検討が必要となります。

労務関係でも重要な法改正が続いています。4月からは少子化対策の財源確保のため、労使折半で負担する「子ども・子育て支援金」の徴収が開始。また、働く高齢者の年金を調整する在職老齢年金制度では、支給停止基準額が引き上げられ、シニア層のさらなる就労意欲向上が期待されています。さらに10月には、カスタマーハラスメントなどへの対策が事業主に義務付けられるため、早めに体制整備を行うことが重要です。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

<当事務所の業務内容>

1. 会 計 (1) 会計システムのサポート (システム分析、記帳指導、TKC・JDL 他 OA 指導)
(2) 財務・金融面の指導 (資金繰り指導、金融機関の御紹介等)
2. 税 務 税務代理、税務申告書の作成、税務相談、相続、贈与、事業承継設計
3. FP (ファイナンシャル・プランニング) 業務 (日本 FP 協会埼玉支部所属)
4. 経営支援 会社設立、各種規程 (就業規則等) の作成、管理会計指導 (継続 MAS)
5. 提携先 弁護士 (峰岸)、司法書士 (森崎)、社会保険労務士 (戸田)、土地家屋調査士 (片岡)、不動産鑑定士 (鎌倉・岸田)、不動産会社は役割に応じて多種多様あり。
- ・ 建設会社 積水ハウス、大和ハウス、旭化成、ミサワホーム他
- ・ 保険会社 大同生命、オリックス生命、日本生命、ジブラルタ生命、NN 生命、朝日生命、あいおいニッセイ同和損保

(スタッフ)	第1 監査班 福島統轄	① 財務支援	水落大介 (AFP)	辻 綾 (FP)	松本由紀
		② 〃	浜崎雄樹 (社会保険労務士)	井出さくら	若梅映里香
	第2 監査班 柴崎コーチ 間口MBA	① 経営支援	木村隆志 (科目合格者)	山田直緒子 (AFP)	掛川立夢
		② 〃	元橋暁潔 (AFP)	馬場宏真	大湊康博
		③ 〃	廣井里美 (AFP)	阪野湧飛	伊藤裕美
	第3 監査班 神田・新井顧問	① 資産税	武士保治 (国税審理官 OB)	平野朋子 (AFP)	島田菜月 (FP)
		② 〃	北村実喜 (2班兼任)	石津 悟 (CFP・宅建)	

※ 資格者 税理士7名 (顧問含む)、社会保険労務士1名、行政書士1名、宅地建物取引士2名、税理士科目合格者4名、不動産コンサルタント1名、CFP3名、AFP7名、FP技能士6名、生保資格者多数、損保資格者2名、秘書資格者2名